平成２３年（フ）第５２４３号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目５番103―303号
債務者　川島　一夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５６号
大阪市東成区中本５丁目２番26号
債務者　田附　一幸
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１７号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ17―110号
債務者　柴田　洋志
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１１号
大阪市東住吉区杭全２－６－１、住民票上の住所大阪市西区南堀江３丁目11番12―501号
債務者　山川　幸子（旧姓桃井）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６７７号
大阪府豊中市西緑丘１丁目６番16―507号
債務者　池田三佐子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４５号
大阪府池田市伏尾町14番地の１―101号
債務者　西沢英一郎
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７６０号
大阪府門真市石原町36番９号、前住所大阪府門真市沖町16番10号
債務者　小掠　　学
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７８９号
大阪市生野区巽北１－４－６―101、住民票上の住所大阪市生野区田島３丁目２番21号
債務者　枡田　匡史
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８１７号
大阪府寝屋川市川勝町１番12号
債務者　水田香奈子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３４号
大阪府高槻市千代田町16番３号
債務者　高橋　良平
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３５号
大阪府高槻市千代田町16番３号
債務者　高橋　節子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８４３号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番31―511号
債務者　大北　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８５０号
大阪府八尾市渋川町４丁目２―23、住民票上の住所大阪市東住吉区駒川４丁目８番11号
債務者　橋本　京子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６１号
大阪市都島区都島中通２丁目７番８号、前住所大阪府高槻市五領町10番１―503号
債務者　藪内　泰子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６８号
大阪府枚方市伊加賀西町９番61―101号
債務者　百地　成美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８９４号
大阪市旭区高殿３丁目22番４号
債務者　稲継美代子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９０９号
大阪市東住吉区鷹合１丁目13番30―210号
債務者　加福　伸一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部